

平成30年度 博物館実習受け入れ要項

秋田県立博物館では、博物館法施行規則にもとづき、将来の学芸員を養成するため博物館実習（実務実習）を実施する。実習生の受け入れは次のとおり行う。

受け入れ対象者	<p>以下、1～3の要件を全て満たす者、または4に該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学・短大・大学院において、実習以外の学芸員資格取得に必要な全ての単位を取得、または実習までに取得見込の者 2 秋田県に本籍、若しくは住所を有する者、又は秋田県内に所在する大学に在学する者 3 当館が定める全期間において実習が可能な者 4 秋田県立博物館長が特に認めたる者
定員	10名程度 申込者が定員を超える場合は選考とする。 (最終年次・院生の受入を優先する)
受付期間	平成30年4月1日～4月30日
実習期間	平成30年8月～10月の間で当館の定める日（6日間前後） (平成29年度は8月13日～19日に実施)
申し込みの方法	<p>実習希望者は所属大学の担当者を通じて事前に秋田県立博物館に連絡し、実習生の受け入れ状態を確認をした上で次の1～4の書類を提出し、申し込みを行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学長もしくは学部長名による依頼文書（秋田県立博物館 館長宛） ※依頼側の博物館実習担当部署・担当者・連絡先を明記 2 学芸員資格取得に必要な単位の取得状況を確認できる文書 ※所属校所定の様式 3 個人調書 ※所属校所定の様式（履歴書でも可） 4 返信用封筒（切手貼付） ※受入通知書返送用
実習生への連絡	博物館実習初日の集合時間、持ち物、その他の実習生への連絡は、原則として大学を通じて行うものとする。
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として実習希望者個人からの申し込みは受け付けない。 2 個人調書に虚偽の記載があった場合は受け入れを行わない。実習中の場合は中止する。 3 実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、欠席ならびに服装等の不備）があった場合、実習を取り消すことがある。 4 実習日程の詳細については別途当館が決定する。 5 実習は無料だが、資料代等の実費を徴収する場合がある。 6 実習中の成績評価及び所見注記等は行わない。 7 実習終了後、実習終了（修了）の認定は行うが、原則として成績評価及び所見注記等は行わない。要請がある場合は簡易な段階評価のみを行う。 8 実習に伴う謝金・金券等は一切不要である。
書類提出先 連絡先・その他	<p>〒010-0124 秋田県秋田市金足鳩崎字後山52 秋田県立博物館 普及・広報班 博物館実習担当 宛 TEL：018-873-4121 FAX：018-873-4123 MAIL:info@akihaku.jp</p> <p>※不明な点や事前に内諾が必要な場合はメールで問い合わせてください。 ※実習期間について、期間の延長や集中講義、大学院入試、資格試験などで配慮を希望する場合は、申し込み時に記載してください。</p>